

明石市緑の基本計画改定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「緑の基本計画」という。)を改定するため、明石市緑の基本計画改定検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、市長に報告するものとする。

- (1) 緑の基本計画の現状分析と課題の設定に関すること。
- (2) 緑の基本計画の改定素案に盛り込むべき項目及び内容に関すること。
- (3) 緑の基本計画改定素案の作成に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 明石市連合まちづくり協議会を代表する者
- (3) 明石高年クラブ連合会を代表する者
- (4) 明石市連合PTAを代表する者
- (5) 多年にわたり緑化活動等を行っている市民
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条第1項第3号に規定する事務が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、市長が任命する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備室緑化公園課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則(平成8年12月11日制定)

附 則(平成22年7月15日改定)

附 則(平成27年5月18日改定)

附 則(令和5年6月22日改定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。